

別記様式1

年度モニタリング(令和6年度)

施設名称	佐倉市さくらんぼ園
施設概要	所在地:〒285-0806 千葉県佐倉市大篠塚1587番地 施設構造:鉄骨鉄筋コンクリート造、地上2階建 敷地面積:8,372.41㎡ 延床面積:834.85㎡ 建築年月:平成12年4月 施設内容:保育室1・2・3、療育室、個別指導室、シャワー室、医務室兼相談室、学習室、水中療育室、給湯室、倉庫、トイレ、玄関、事務室等 附帯設備:駐車場
施設の設置目的	在宅の障害児に対し指導及び訓練を行うことにより、在宅の障害児の社会的自立を助長し、もって福祉の増進を図ることを目的にしています
指定管理者	社会福祉法人 千手会
指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日
委託料	30,595,000円(令和6年度支払額:6,119,000円)
市所管課	福祉部 障害福祉課
第三者	佐倉市さくらんぼ園 保護者会

①業務点検

評価	説明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
-（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準			
1 基本事項			
開所（館）時間	開所（館）時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(1)	
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(2)	
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(5)	
利用・減免等の手続は規定に則って行われているか。			

適正利用	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(6)	
利用料金	利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(6)	
法令遵守	関連規程を理解し、法令遵守が確保されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-1-(7)	
2 維持管理業務に関する基準			
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(1)	
清掃	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(1)	
清	定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項

掃	A	A	
	記載箇所	業務基準書 別表1	
廃棄物処理	適正な方法(分別等)と頻度により廃棄されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(2)	
廃棄物処理	廃棄物の減量に務めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(2)	
環境衛生	必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(8)	
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(1)・(4)	
公共料金支払	公共料金は滞りなく支払われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(3)	

景観維持	屋外の景観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(4)	
備品管理	備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(5)	
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(5)	
修繕	適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(6)	
修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(6)	
修	消耗品の補充・管理は適正に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項

繕	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(5)	
警備	入退者管理、施錠管理、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(7)	
警備	夜間・休所日警備に支障はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(7)	
保守点検	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(8)	
保守点検	点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(8)	
安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(8)	

安全点検	避難経路や消防設備の付近に障害物はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(7)	
駐車場	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(9)	
駐車場	事故・盗難等の発生について市への報告を怠っていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(9)	
3 施設運営業務に関する基準			
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-2-(2)・(3)	
利用料金徴収	出納簿等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(3)	
利	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。		

利用料金徴収	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(3)	
利用料金徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(3)	
物品販売等許可	物品販売、寄付の募集、広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げとなっていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
記録業務	日報や各種記録(文書・画像・音声・映像等)を行い、整理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(4)	
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(5)	
広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	

	記載箇所	業務基準書 II-3-(5)	
広報活動	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(5)	
広報活動	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(5)	
意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(6)	
意見等受付	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(6)	
相談業務	相談内容及び個人情報の保護は徹底されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 III-6-(2)	
相談事業の利用方法について周知は十分か。			

相談業務	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(1)	
企画事業	事前に計画書を文書で市に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
留意事項	拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
留意事項	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-3-(7)	
4 経理事項に関する基準			
区分	区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項

会計	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-4-(2)	
帳簿管理	帳簿書類等は適切に保存されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-4-(3)	
5 独自事業に関する基準			
事業計画	独自事業の実施にあたり、事前に計画書を提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 II-5	
6 目的外業務に関する基準			
行政財産使用許可	目的外業務(公衆電話設置等)の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
行政財産使用許可	目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	-	-	
	記載箇所		
II 運営体制・組織に関する基準			
1 基本事項			

労務責任	業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(1)	
労務責任	業務従事者から労務に関する苦情等が出ていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(1)	
労務責任	労働時間の管理は適切になされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(1)	
資格・免許	必要資格及び免許等が取得されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(2)	
許認可等	必要な許認可及び届出等が行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1-(3)	
2 実施体制に関する基準			
	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。		

人員配置	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(3)	
研修等	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(2)	
連絡体制	指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-4	
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(4)	
接遇	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-2-(3)	
3 一部業務委託(再委託)に関する基準			
委託	再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項

範囲	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(2)	
報告	再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(2)	
履行確認	再委託業務の履行確認は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-3-(2)	
4 運営協力体制に関する基準			
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-4	
5 安全管理・危機管理に関する基準			
平常時	保守点検、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(1)	
体制	危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項

整備	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(2)	
体制整備	非常時の連絡体制は確立されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(2)	
事故災害対応	事故・災害等発生時は市へ直ちに報告され、適切に対処したか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(2)	
損害賠償	第三者への損害賠償は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(4)	
保険加入	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-5-(5)	
6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準			
守秘義務	業務上知り得た秘密を他人に漏らしていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	

	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(1)	
個人情報保護	個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(2)	
情報公開	情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(3)	
情報公開	総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(3)	
情報管理	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(4)	
情報管理	情報セキュリティ(コンピュータウィルス対策等)は万全か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-6-(4)	
7 事業計画及び事業報告に関する基準			

資料提出	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-7	
資料提出	事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-7	
8 連絡調整に関する基準			
連絡会議	市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-10	

意見記述欄

指定管理者	協定に基づき、適切な運営・管理に心掛けて事業を遂行しています。
佐倉市	協定に基づき、適切な運営・管理に心掛けて事業を遂行されています。

②利用状況等分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
延べ利用者数(人)	5,110	5,000	4,823	94.4%	96.5%
実利用者数(人)	116	130	134	115.5%	103.1%
稼働率(%)	65	70	61	－	－
利用料金収入(円)	809,121	81,000	832,849	102.9%	1028.2%
減免件数(件)	0	0	0	－	－

意見記述欄

指定管理者	延べ利用者数は昨年に比べて減少しています。少子化や共働き家庭が増えたことが影響していると思われます。社会情勢を考慮し、新たな事業を増やすなど、地域のニーズに合わせた事業展開が求められていると思われます。
佐倉市	延べ利用者数の減少は、市内に児童発達支援事業所が増えたことによる影響があるものと推察します。保育所等訪問支援の実施は、市内の幼稚園・保育園等との連携強化にもつながり地域の療育における中核的役割としての児童発達支援センターの役割を十分に果たしていると評価します。

③経営分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	82,278,514	83,000,000	84,828,340	103.1%	102.2%
支出(円)	74,990,161	72,000,000	69,525,656	92.7%	96.6%
収支(円) 〈収入-支出〉	7,288,353	11,000,000	15,302,684	210.0%	139.1%
利用料金比率(%) 〈利用料金収入／収入〉	1	1	1	－	－
人件費比率(%) 〈人件費／支出〉	90	88	89	－	－
再委託費比率(%) 〈再委託費合計／支出〉	1	1	1	－	－
利用者当たり管理コスト(円) (支出／延べ利用者数)	14,675	14,500	14,415	98.2%	99.4%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料／延べ利用者数)	1,197	1,200	1,276	106.6%	106.3%

意見記述欄

指定管理者	昨年度より延べ利用者数は減りましたが、単価が上がったことと、加算が増えたことで、収入は増えています。個々に合わせたきめ細かい療育を実施すると共に、地域に向けた事業の充実を図っていき、地域全体の療育の質の向上に努めていきます。
佐倉市	安定した運営を行っていると評価します。引き続き、地域全体の療育の質の向上に努め、収支の安定化に向けた方策の検討をお願いいたします。

④業務実施状況確認

【単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
療育の向上と充実	①児童発達支援センター 計画通りの療育を実施しました。共働き家庭が増え、親子通園を希望する方が減っていることで、利用者数が減少しています。個々のニーズを把握し事業内容について今後検討します。また今年度より中核機能強化施設の認定を頂き、地域支援についても積極的に行いました。 ②放課後等デイサービス プール活動・理学療法を実施しました。また学校へ行き渋りのあるお子さんを対象に学習指導を行いました。 ③居宅訪問型児童発達支援 契約者は年間を通して0名でしたが、いつでも対応できるように準備をしておきます。 ④行事 すべて計画通り実施しました。
保護者支援の充実	①送迎・兄弟姉妹預かり・預かり保育はこれまでと同様に実施しました。 ②どんなことでもご相談の依頼があれば、すぐに時間を取り、お話を伺うようにしました。 ③保護者会は書面決議で実施しています。 ④当園のみならず、行政や関係機関と連携を取りながら、家族全体の支援も実施しました。
地域とのつながり	①幼稚園・保育園との連携 保育所等訪問支援事業を活用し、地域の幼稚園・保育園・学校等と連携を図り、地域の中で生活できるように支援しました。 ②相談支援 アセスメント・計画書作成・モニタリングを実施し、適切な支援が出来るようにしました。 ③他事業所との連携 地域全体の療育の質の向上の為に、他事業所職員の研修の受け入れを行いました。また当園のスタッフが会議等に参加し、情報交換を行っています。

【中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
第三者委員による苦情受け付け	2ヶ月に1度、第三者委員が来園し、保護者と話をする時間を設けています。要望・苦情については速やかに検討し、事業に反映するように努力しています。
非常時の対応について	防災については毎月訓練を実施しています。 感染症対策については法人のマニュアルに基づき、実施しています。

意見記述欄

指定管理者	計画通り事業を実施することができました。社会情勢を加味しながら、今後も利用者個々のニーズに合わせて必要な支援を行っていきます。
佐倉市	施設のサービスの質の向上や安全管理に関して具体的な取り組みが実施されています。引き続き利用者ニーズの把握に努めながら施設の管理・運営を進めていただくようお願いいたします。

⑤利用者満足度調査報告

実施方法等	評価表を配布し、記入して頂きました。
回答数等	57
実施結果	概ね良い評価を得ていますが、いくつかの改善点については早急に是正していきます。

回答者の意見等	対応策等
手洗い場やトイレが暗くて古い	現在佐倉市に要望を出しています
個別指導や専門職のプログラムを増やしてほしい	言語指導の頻度は若干増やしました。それ以外の専門職のプログラムや個別指導は今後実施に向けて検討します。
非常時の対応等について周知されていない	各種マニュアル等は見えるところに設置し、避難訓練も曜日を替えて実施していますが、まだご理解いただけていない方も数名いらっしゃいます。お知らせを配布するなど細目に伝達するように心掛けます。
満足度については概ね良好と評価を頂きました	今後もより一層ご満足いただけるように努力します

意見記述欄

指定管理者	概ね良い評価を頂きました。改善点は迅速に検討し、改善していきたいと思えます。施設の改修については佐倉市と協議の上、実施していきます。
佐倉市	利用者の家庭ごとに様々な希望、ニーズがある中で、対応をすることは容易ではないと思えますが、いただいたご意見をもとに改善策を講じていただくようお願いいたします。施設の改修については、引き続き協議を進めていきたいと思えます。

⑥総合評価

【令和6年度】
意見記述欄

指定管理者	計画通りの事業を実施することができました。延べ利用者数は昨年度を下回ってしまいましたが、社会情勢を見ながらニーズの把握努め、子どもたちが地域で楽しく生活できるように支援を続けていきます。
佐倉市	引き続き利用者ニーズの把握に努め、可能な限り運営面での反映をお願いいたします。

別記様式2

年度モニタリング〔第三者(利用団体等)評価〕(令和6年度)

施設名称	佐倉市さくらんぼ園
評価者・団体	保護者会

業務点検シート

評価	説明
S (優良)	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A (適格)	適格に実施されている。
B (概ね適格)	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C (要改善)	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準		
1 基本事項		
開所(館)時間	開所(館)時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。	A
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。	A
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。	S
2 維持管理業務に関する基準		
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。	A
	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。	S
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。	A
景観維持	屋外の景観が維持されているか。	A
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	S
	不足している物品はないか。	A
修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A

安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。	S
3 施設運営業務に関する基準		
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。	S
利用料金徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。	S
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。	S
	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	A
	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	A
意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	A
	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	A
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。	A
企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	S
II 運営体制・組織に関する基準		
1 実施体制に関する基準		
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	S
接遇	職員（スタッフ）は名札及び清潔な服装を着用しているか。	S
	職員（スタッフ）のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	S
2 運営協力体制に関する基準		
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	A

総合評価

先生達は親切で楽しく通っています。
 清掃等きれいにしてもらっているので、使いやすいです。
 全体的に老朽化が目につきます。（水回りは特に）使いにくい等は無いですが、もっと明るい方が子ども達もやりやすいかも・・・

別記様式3

指定期間中間モニタリング(令和6年度)

施設名称	佐倉市さくらんぼ園
施設概要	所在地:〒285-0806 千葉県佐倉市大篠塚1587番地 施設構造:鉄骨鉄筋コンクリート造、地上2階建 敷地面積:8,372.41㎡ 延床面積:834.85㎡ 建築年月:平成12年4月 施設内容:保育室1・2・3、療育室、個別指導室、シャワー室、医務室兼相談室、学習室、水中療育室、給湯室、倉庫、トイレ、玄関、事務室等 附帯設備:駐車場
施設の設置目的	在宅の障害児に対し指導及び訓練を行うことにより、在宅の障害児の社会的自立を助長し、もって福祉の増進を図ることを目的にしています
指定管理者	社会福祉法人千手会
指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日
委託料	30,595,000円(令和6年度支払額:6,119,000円)
市所管課	福祉部 障害福祉課
評価対象期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日

評価	説明
S(優良)	要求される水準を上回り、特に良い成果が認められる。
A(適格)	要求される水準を満たしている。
B(概ね適格)	要求される水準を満たしているが、一部問題点が認められる。
C(不適格)	要求される水準を下回り、問題点が認められる。
-(該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

1 項目別評価

(1) 公の施設の平等利用等に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
基本事項	関係法令等を理解し、遵守したか。	A	A
	必要な資格免許が取得されていたか。	A	A

平等利用	全体の事業内容に偏りはなかったか。	A	A
	特定の個人や団体が優遇されることはなかったか。	A	A
公共性	公の施設を運営するにふさわしい理念により運営していたか。	A	A
	現状分析・課題認識は適切であったか。	A	A
	公の施設の設置目的や市の施策を理解した事業内容であったか。	A	A
	管理運営における環境への配慮は十分であったか。	A	A
	利用者の要望や意見を把握し、的確に対応したか。	A	A
具体的な取り組みの状況、実績			
児童発達支援センターとして専門的な療育を実施し、親子で通所することで、家族を含めた支援を行ってきました。また中核的な機能を生かすために、地域の幼稚園・保育園や他の事業所等と連携し、地域全体の質の向上を目指してきました。			
評価の理由及び今後の課題(指定管理者)			
今後は専門職等による個別活動の充実を図るとともに、乳幼児期の成長発達に必要な療育の提供を継続して行い、職員のスキルアップに努めます。			
評価の理由及び今後の課題(市)			
良好に施設の運営が図られています。利用者からの要望や意見を把握した上で、柔軟な対応をされています。			

(2) 公の施設の効用発揮、経費縮減に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
効用発揮	施設の特徴を活かし、施設の価値を高めることができたか。	A	A
	サービスの質の向上のための取り組みは効果的であったか。	A	A
	利用拡大の方策は効果的であったか。	A	A
	施設の情報発信は工夫されていたか。	A	A
	収支計画にのっとり、安定して経営できたか。	A	A
経費縮減	運営の効率化が効果的になされたか。	A	A
	予定外の収入減・経費増への対応は的確であったか。	A	A

具体的な取り組みの状況、実績
屋内の温水プールは評価が高く、多くの皆様にご利用いただいています。公園の築山も新しく整備しました。少子化と両親共働き家庭が増えたことで、利用者数は減っていますが、1年を通して利用希望の方もいらっしゃいますので、佐倉市内の方はお断りすることなく、受け入れしていきます。
評価の理由及び今後の課題(指定管理者)
ホームページをリニューアルしました。親子通園の必要性をご理解いただけるように、地域と連携していきます。また社会情勢に合わせた事業運営についても今後検討していきます。
評価の理由及び今後の課題(市)
施設の特色を活かし、サービス向上のための取組を効果的に実施されています。また、利用者のニーズに柔軟に対応し、安定した運営を行っています。

(3) 公の施設の管理運営の安定性に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
物的能力	団体の経営が安定していて、施設管理を継続的・安定的に行うことができたか。	A	A
	施設の維持管理、備品の管理は適切に行われたか。	A	A
	安全管理・危機管理への取り組みは適当であったか。	A	A
	個人情報の保護、情報公開に対し十分配慮し、必要な措置を講じたか。	A	A
	第三者への委託や運営協力体制は適当であったか。	A	A
人的能力	団体本部との役割分担や責任体制は明確かつ適当であったか。	A	A
	適切な人員配置・勤務体制がとられていたか。	A	A
	人件費や労働条件の設定において、職員への配慮はなされていたか。	A	A
	職員の教育研修体制は適当であったか。	A	A

具体的な取り組みの状況、実績
施設整備・安全管理はしっかり行ってきました。専門職も多く配置しています。職員に対しては常勤・非常勤関わらず、多くの研修に参加しています。
評価の理由及び今後の課題(指定管理者)
安全管理については今後も十分に留意していきます。またOTの採用に努めていきます。職員の増々のスキルアップを目指します。

評価の理由及び今後の課題(市)
安定的な施設管理・安全管理に努めていただいています。

(4) 公の施設の設置目的の達成に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
①合理的配慮	利用者の環境や障害児通所支援等の仕組みについて理解しているか。	A	A
②施設理解	児童発達支援センターの意義・役割を理解しているか。	A	A
③人材確保	人員体制の充実に向けての方策が確立されているか。	A	A
具体的な取り組みの状況、実績			
①②については職員に対し、研修や職員会議等で何度も話しをしています。また法律や制度が変わった際には、その都度説明しています。常にセンターの意義や役割を意識しながら、事業を展開しています。③については実習生を積極的に受け入れたり、ボランティアを広く受け入れるようにし、人材の育成に努めています。			
評価の理由及び今後の課題(指定管理者)			
より良い子どもの成長発達を目指すためには、事業所内に留まらず、地域全体で支える必要があります。センター機能を生かし、地域と連携しながら包括的支援を目指していきます。			
評価の理由及び今後の課題(市)			
施設の設置目的に則した取り組みが行われており、施設の意義・役割に適した運営となっています。			

(5) その他の取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
その他	障害者、高齢者の雇用や男女平等参画に対する配慮がなされたか。	A	A
	市民との協働による管理運営が行われたか。	A	A
	地域の活性化につながる取り組みがなされたか。	A	A
	地域雇用が行われたか。	A	A
	収益(剰余金)が有益に利用されたか。	A	A

具体的な取り組みの状況、実績	
非常勤職員は佐倉市内の方を多く採用しています。法人の祭りでは近隣の方々を多く招待しています。地域の行事にも積極的に参加しています。	
評価の理由及び今後の課題（指定管理者）	
今後もより一層地域に根差した事業を展開していきます。	
評価の理由及び今後の課題（市）	
地域との連携に努め、地域の活性化につながるような取り組みが行われています。	

2 総合評価及び今後の課題

指定管理者	子どもにとって必要な支援は何かを常に模索しながら事業を行っていきます。また出来るだけ個々のニーズに合わせた、支援内容を検討していきます。乳幼児期の親子関係の構築は非常に重要なものです。地域全体で支えていけるような事業運営を心掛けていきます。
市	利用者からの要望や意見を十分に把握しており、良好な運営となっています。引き続き、施設の特性を活かした効果的な取り組みを行っていただき、地域とも連携した上で子どもの成長発達を支援していけるような運営としてください。

指定管理者労働条件チェックリスト

点検実施年度：令和6年度
施設名：佐倉市さくらんぼ園

チェック項目		チェック結果
1 就業規則 （労働基準法(以下法)89・90・106条、労働基準法施行規則（以下規則）6条）		
(1)	常時使用する労働者が10人以上である場合、就業規則を作成し、労働者代表の意見を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	☒ 就業規則を作成し、届け出ている。 ☐ 就業規則を作成しているが、届け出していない。 ☐ 就業規則を作成していない。 ☐ 常時使用する労働者が10人未満である。
(2)	短時間労働者について、正社員とは異なる労働条件である場合には、短時間労働者に適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様か。	☒ 就業規則を作成し、届け出ている。 ☐ 就業規則を作成しているが、届け出していない。 ☐ 就業規則を作成していない。 ☐ 短時間労働者を雇用していない又は正社員と同条件である。 ☐ 常時使用する労働者が10人未満である。
2 労働条件等の明示 （法15条）		
(1)	労働者を雇い入れる際、労働条件について、労働条件通知書、労働契約書、就業規則などの書面で明示しているか。[労基第15条] □明示すべき労働条件の内容 ①契約の期間、②就業の場所・従事する業務の内容、③労働時間に関する事項、④賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締め切り・支払の時期に関する事項⑤退職に関する事項	☒ 明示している。 ☐ 明示していない。
(2)	短時間労働者を雇い入れる際、①昇給の有無、②退職手当の有無、③賞与の有無、④短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口について、書面の交付又はファクシミリ若しくは電子メールによる送信により当該短時間労働者に明示しているか。	☒ 明示している。 ☐ 明示していない。 ☐ 短時間労働者を雇用していない。
3 労働時間 （法32・34～36・39条等）		
(1)	所定労働時間は、週40時間以内、1日8時間以内としているか。	☒ 所定労働時間は、法定労働時間内である。 ☐ 変形労働時間制を採用している。 ☐ 所定労働時間が法定労働時間を超えている。
(2)	変形労働時間制をとる場合(1か月以内の期間の労働時間を平均し、週40時間以内とする場合など)は、労使協定等によりその旨を定めているか。	☐ 定めている。 ☐ 定めていない。 ☒ 変形労働時間制をとっていない。
(3)	次のような時間がある場合、労働時間として算定しているか。 ①交替制勤務における引継ぎ時間 ②業務報告書等の作成時間 ③仕事の打合せ、会議等の時間 ④参加が義務付けられている行事や研修等 ⑤出張先から次の出張先までの移動に必要な時間	☒ 算定している。 ☐ 算定していない。
(4)	労働時間は、タイムカードや適正な自己申告などに基づき、適正に把握しているか。	☒ 適正に把握している。 ☐ 適正に把握していない。
(5)	休憩は、就業規則で定めた時間に、確実に取得させ、かつ適法であるか。	☒ 適法に取得させている。 ☐ 適法に取得させていない。
(6)	休日は、毎週1回又は4週を通じて4回以上与えているか。	☒ 与えている。 ☐ 与えていない。
(7)	時間外労働・休日労働は、あらかじめ労働者代表と締結し、労働基準監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わせているか。	☒ 労使協定の範囲内で行わせている。 ☐ 労使協定の範囲内で行わせていない。
(8)	(7)の労使協定(36協定)は、厚生労働省告示「時間外労働の限度に関する基準」の範囲内で締結しているか。	☒ 基準の範囲内で締結している。 ☐ 基準の範囲内で締結していない。
(9)	短時間労働者を含むすべての労働者に労働基準法に定める年次有給休暇を与えているか。	☒ 与えている。 ☐ 与えていない。
4 賃金 （法24・37・最低賃金法4条等）		
(1)	賃金は通貨で、直接労働者に(同意に基づき金融機関への振込みも可)毎月1回以上、定期に全額(税金、社会保険料や賃金控除の労使協定に定めるものは控除可)を支払っているか。	☒ 支払っている。 ☐ 支払っていない。
(2)	すべての労働時間について最低賃金額以上の時間給を支払っているか。	☒ 支払っている。 ☐ 支払っていない。
(3)	法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせたときは、労働基準法上の割増賃金を支払っているか。	☒ 支払っている。 ☐ 支払っていない。

チェック項目		チェック結果
5 法定帳簿（法107～109条等）		
(1)	事業場ごとに、各労働者について（日雇労働者を除く。）労働者名簿を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	☒ 労働者名簿を作成し、記載事項に漏れはない。 ☐ 労働者名簿を作成しているが、記載事項に漏れがある。 ☐ 労働者名簿を作成していない。
(2)	事業場ごとに、賃金台帳を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	☒ 賃金台帳を作成し、記載事項に漏れはない。 ☐ 賃金台帳を作成しているが、記載事項に漏れがある。 ☐ 賃金台帳を作成していない。
(3)	労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類は5年間保存しているか。	☒ 保存している。 ☐ 保存していない。
6 労働安全衛生（安全衛生法12・13・18・66条等）		
(1)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出た上で、必要な職務を行わせているか。	☐ 選任、届出をし、必要な職務を行わせている。 ☐ 選任、届出のいずれかを行っていない又は必要な職務を行わせていない。 ☒ 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(2)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生委員会を設け、月1回以上行っているか。	☐ 衛生委員会を設け、月1回以上行っている。 ☐ 衛生委員会を設けていない又は月1回以上行っていない。 ☒ 常時使用する労働者が 50 人未満である。
(3)	常時 10 人以上 50 人未満の労働者が使用される施設では、衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせているか。	☒ 衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせている。 ☐ 衛生推進者を選任していない又は必要な職務を行わせていない。 ☐ 常時使用する労働者が 10 人未満であり、又は 50 人以上である。
(4)	雇入時及び作業内容変更時に、労働者に安全衛生教育を行っているか。	☒ 行っている。 ☐ 行っていない。
(5)	雇入時及び1年以内ごとに1回、常時使用する労働者に対し、健康診断を行っているか。	☒ 行っている。 ☐ 行っていない。
(6)	健康診断の結果について、健康診断個人票を作成して5年間保存しているか。	☒ 保存している。 ☐ 保存していない。
(7)	健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、健康診断が行われた日から3か月以内に、医師等の意見を聴いているか。	☒ 聴いている。 ☐ 聴いていない。
(8)	健康診断の結果を労働者に通知しているか。	☒ 通知している。 ☐ 通知していない。
(9)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、定期健康診断を行ったときに、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか。	☐ 提出している。 ☐ 提出していない。 ☒ 常時使用する労働者が 50 人未満である。
7 法令等の周知（法106条、労働安全衛生法101条等）		
(1)	労働基準法、労働安全衛生法等の要旨を、 ①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること ②書面を労働者に交付すること ③磁気ディスク等に記録し、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること のいずれかにより、労働者に周知しているか。	☒ 周知している。 ☐ 周知していない。
8 雇用保険・社会保険（雇用保険法4～6条、健康保険法3条等）		
(1)	雇用保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	☒ 行っている。 ☐ 行っていない。
(2)	健康保険、厚生年金保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	☒ 行っている。 ☐ 行っていない。